

広島県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十五年広島県告示第八百三十六号で認可した東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年七月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

収用の部分

平成二十五年広島県告示第八百三十六号の事業地のうち、東広島市西条町田口地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十五年広島県告示第八百三十六号の事業地に東広島市黒瀬檜原北一丁目、黒瀬檜原北二丁目、黒瀬檜原北三丁目、黒瀬檜原西一丁目、黒瀬檜原西二丁目、黒瀬檜原東一丁目、黒瀬檜原東二丁目、黒瀬檜原東三丁目を追加し、同告示の事業地のうち黒瀬松ヶ丘、黒瀬町檜原地内において事業地を変更する。